

秋運整第194号の2  
令和7年12月9日

自動車特定整備事業者 各位

東北運輸局秋田運輸支局長  
(公印省略)

### 令和7年度整備主任者法令特別研修及び自動車検査員特別研修の実施について

平素より国土交通行政に関し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

標記研修については、道路運送車両法施行規則第62条の2の2第1項第8号の規定に基づき、整備主任者の業務に必要とされる関係法令、主要通達及び自動車の構造・機能について、知識及び技術の向上を図ることを目的として、毎年度実施しているところです。

今般、「令和7年度整備主任者法令研修」を受講されていない整備主任者を対象に、下記のとおり特別研修を実施することとしましたので、貴社（貴殿）が選任している整備主任者の受講方取り計らい願います。

なお、正当な理由なく標記研修を受講されない場合には、法令に照らし厳正な措置をとることがあるので、念のため申し添えます。

#### 記

##### 1. 研修対象者

令和7年8月15日現在、自動車特定整備事業者から届出されており「令和7年度整備主任者法令研修」を受講されていない整備主任者。

##### 2. 日時、場所等

令和8年2月13日（金） 13：30～16：30

秋田県自動車整備会館（（一社）秋田県自動車整備振興会）3階 講習室

秋田市八橋大畑二丁目12番63号

##### 3. 研修内容

別紙1「令和7年度整備主任者法令特別研修及び自動車検査員特別研修実施計画」のとおり

※ 準備の関係上、別添「令和7年度整備主任者法令特別研修及び自動車検査員特別研修調査票」を記載のうえ、1月30日（金）まで（一社）秋田県自動車整備振興会事務局あてFAX願います。

## 令和 7 年度整備主任者法令特別研修及び自動車検査員特別研修実施計画

### 1. 日時及び実施会場

令和 8 年 2 月 13 日（金） 13：30～16：30

秋田県自動車整備会館（（一社）秋田県自動車整備振興会）3階 講習室

秋田市八橋大畠二丁目 12 番 63 号

電話：018-823-6546 FAX：018-863-4603

※駐車場は秋田運輸支局舎北側の駐車場をご利用ください。

### 2. 研修日程

13:00～13:30 受付

13:30～14:50 自動車整備事業に関する法令について

15:00～16:30 関係法令及び主要通達について

### 3. 研修対象者

令和 7 年 8 月 15 日現在、自動車特定整備事業者から届出されており「令和 7 年度整備主任者法令研修」を受講されていない整備主任者。

令和 7 年 9 月 15 日現在、指定自動車整備事業者から選任されており「令和 7 年度自動車検査員研修」を受講されていない自動車検査員。

### 4. 講師

秋田運輸支局職員（陸運技術専門官）

### 5. 研修教材

#### （1）国土交通省自動車局監修

「令和 7 年度版 最近改正された法令・通達集（整備事業編）」

（令和 7 年度 整備主任者研修 法令研修【全国共通教材】）

[http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/at/maint\\_chief.htm](http://wwwtb.mlit.go.jp/tohoku/at/maint_chief.htm)

#### （2）「令和 7 年度 自動車検査員研修資料」【秋田運輸支局 地方教材】

◎（1）の研修教材は、上記 URL からダウンロードが可能です。

研修教材をご自身で準備される方は印刷のうえ、当日持参してください。

（（1）及び（2）の研修教材は、研修会場にて整備振興会が販売する製本版を購入することも可能です。）

(一社) 秋田県自動車整備振興会事務局 行き

F A X : 0 1 8 - 8 6 3 - 4 6 0 3

※ 1月30日(金)までご連絡願います。

## 令和7年度整備主任者法令特別研修及び 自動車検査員特別研修調査票

1. 認証番号

2. 事業場名

3. 出席される整備主任者の氏名

4. 当日の研修教材購入の有無（持参又は当日購入を○で囲んでください）

①「令和7年度版 最近改正された法令・通達集（整備事業編）」【全国共通教材】

を 持参 ・ 当日購入 します。

②「令和7年度 自動車検査員研修資料」【秋田運輸支局 地方教材】

を 持参 ・ 当日購入 します。